

第156期 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

ケイラインローローバルクシップ・マネージメント株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	[13,627,708]	[流 動 負 債]	[11,316,318]
現 金 ・ 預 金	1,827,526	海 運 業 未 払 金	5,070,237
海 運 業 未 収 金	5,978,237	一年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	313,200
短 期 貸 付 金	101,976	未 払 費 用	54,945
立 替 金	1,965,265	未 払 金	18,665
貯 蔵 品	1,693,428	未 払 法 人 税 等	8,539
繰 延 及 び 前 払 費 用	1,570,147	前 受 金	4,915,057
未 収 金	201,702	預 り 金	23,761
仮 払 金	281,848	賞 与 引 当 金	99,321
そ の 他 流 動 資 産	7,576	役 員 賞 与 引 当 金	32,985
		仮 受 金	779,605
[固 定 資 産]	[2,219,119]		
(有 形 固 定 資 産)	(1,058,216)	[固 定 負 債]	[1,123,325]
船 舶	974,061	長 期 借 入 金	471,800
建 物	75,141	退 職 給 付 引 当 金	331,228
車 輜 運 搬 具	2,089	長 期 預 り 金	10,300
器 具 備 品	4,561	繰 延 税 金 負 債	309,996
土 地	2,362		
(無 形 固 定 資 産)	(61,265)	負 債 合 計	12,439,644
電 話 加 入 権	3,105	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	58,159	[株 主 資 本]	[3,303,323]
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,099,638)	(資 本 金)	(400,000)
投 資 有 価 証 券	206,458	(資 本 剰 余 金)	(2,167,277)
関 係 会 社 株 式	162,173	資 本 準 備 金	200,000
出 資 金	6,476	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,967,277
長 期 貸 付 金	1,280	(利 益 剰 余 金)	(736,045)
そ の 他 投 資 金	730,769	利 益 準 備 金	89,600
貸 倒 引 当 金	▲7,520	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		圧 縮 記 帳 積 立 金	59,016
		別 途 積 立 金	224,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	363,429
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[103,860]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	103,860
		純 資 産 合 計	3,407,184
資 産 合 計	15,846,828	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,846,828

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式
 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

棚卸資産

移動平均法に基づく原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法に基づく原価法

先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶

その他の有形固定資産

定額法

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）、及び2015年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(1) 船舶管理業

船舶管理契約については、契約条件が達成された時点で履行義務が充れると判断し、当該履行義務を充足した時点で、収益を認識しております。

(2) 貸船料

定期備船契約及び裸備船契約では、提供したサービスの時間に基づき契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。